

次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法に基づく
「一般事業主行動計画」

奈良県桜井市桜井 281-11
大 和 信 用 金 庫

金庫は、職員の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備と女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供を図るため、次のとおり行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和5年4月1日～令和7年3月31日の2年間とする。

2. 計画目標

(1) 「配偶者産後休暇中の育児休暇」の取得率を50%以上にする。

(男性の子育て目的休暇の取得促進)

[取組内容]・・・人事部署において、配偶者が出産予定の男性職員を早期に把握し、制度の案内を行い利用を促す。

[実施時期]・・・即時

(2) 管理職（課長以上）に占める女性労働者の割合を25%以上にする。

[取組内容]・・・スキルの伴った意欲的な女性職員には、所属長と人事部署が連携し、積極的に管理職へ登用して行く。

[実施時期]・・・昇格時または異動時

(3) 男女の平均継続勤務年数の差異を5年以内にする。

[取組内容]・・・育児期間中の働き方に柔軟性を持たせることで、女性の継続年数の向上を図って行く。

[実施時期]・・・即時

(4) 育児短時間勤務制度の改定（勤務時間を柔軟に設定できる）

[取組内容]・・・育児短時間勤務制度の勤務時間を現行の固定時間から、柔軟に設定できるよう規程を改定する。

[実施時期]・・・令和5年度中

以 上